

平成12年3月9日

各位

日本板紙株式会社

産業活力再生特別措置法の認定について

当社は、昨年5月21日発表した「中期経営計画見直し強化策」に掲げた諸施策の推進による企業体質の強化に取り組んでおります。

本日、この中の「板紙事業のスクラップ・アンド・ビルド」に関連し、当社の中核的事业である「段ボール原紙事業」の「事業再構築計画」について、産業活力再生特別措置法に基づく通産大臣の認定を受けた。

この結果、当該事業再構築がより円滑に実施できるものと期待している。

認定の内容は下記のとおりである。

記

1. 事業再構築の目標

当社は平成9年10月に、日本板紙(株) (日本紙業(株)と十條板紙(株)が合併)としての新たな出発を機に関東3工場の抄物調整、段ボール事業の分社化、子会社の統合、要員の合理化等戦略的な課題の検討・推進を図って来ました。

この間、経営環境の激変に直面し、且つ日本経済の構造変化が進むなかで、当社が持続的発展を図るためには、生産拠点の集約と設備の近代化による効率改善が是非とも必要と判断し、主力事業である板紙事業について以下の再構築事業を実施するものである。

①生産拠点の集約強化

大阪工場は都会地立地のため用地面での制約や排水産廃処理等の環境維持コストが大きく、これ以上の発展は望めない状況であり、一方、芸防工場は原料設備・発電設備等の増強、大竹新港の一期工事の完成(平成12年度)等事業基盤が整備されて来たという状況を踏まえ、大阪工場を閉鎖し、西日本全域を対象とした生産拠点を構築するために芸防工場に生産を集約、強化する。

②段ボール原紙事業における設備の近代化による効率改善

大阪工場の段ボール原紙抄紙機は老朽化が進み且つ効率が悪く(取幅が小さい)、これ以上の生産性改善は難しいため設備を廃棄し、芸防工場にこれと同等規模の新鋭板紙抄紙機を新設し効率改善を図る。

③白板紙事業における設備の廃棄

大阪工場の白板紙抄紙機は構造的な需要の減退に加え、省資源、省包装化の動きとともに容器包装リサイクル法の完全実施を控え、これ以上の体質改善はいよいよ困難との判断に到り設備を廃棄する。

2. 事業再構築の内容

当社の主力事業である「段ボール原紙事業」は今後も堅調な需要の伸びが見込まれるため、これを再構築して強化し、併せて資源リサイクルの推進とコスト競争力の強化を図る。

従来、大阪工場で生産していた段ボール原紙はエネルギーコストが高く、比例費の負担が大きかった。今回、大阪工場の設備を廃棄し、パルプ設備がある芸防工場大竹事業所へ新鋭抄紙機を導入することにより、設備の集約化と併せ芸防工場の既存パルプ設備の稼働率が上がる。このため回収ボイラーの負荷率が上昇し、エネルギーコストが低減する。

また、これまでの大阪工場の抄紙機は老朽化が進行し、取幅効率が悪いなどのため生産性の向上が難しかったが、今回、スクラップ・アンド・ビルドにより、芸防工場へ新鋭抄紙機を導入して設備の近代化と大型化を行うことにより生産性の向上を図る。

<廃棄する抄紙機（大阪工場、大阪市都島区）>

名 称	用 途	抄 幅	日 産 量
1号抄紙機	白板紙製造	2,600 mm	253 トン/日
2号抄紙機	段ボール原紙他製造	3,150 mm	350 トン/日

<新設する抄紙機（芸防工場、広島県大竹市）>

名 称	用 途	抄 幅	日 産 量
新設抄紙機	段ボール原紙製造	4,500 mm	350 トン/日

3.事業再構築計画の目標

平成14年度には平成10年度に比べ、有形固定資産回転率（売上高を有形固定資産の帳簿価額で除した値）が10%以上向上する見込みである。

4.事業再構築の実施時期

開始時期 平成12年3月

終了時期 平成15年2月

5.認定によって期待する支援措置

(1)欠損金の繰越期間の特例

(2)特定の資産の買換えの場合の課税の特例及び特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例

(3)産業活力再生特別措置法第34条

資金の確保（日本政策投資銀行の融資）

6.大阪工場閉鎖が損益に及ぼす影響等

大阪工場閉鎖に伴い廃棄する設備については社内流用及び売却等を検討しており、損益に及ぼす影響額（平成12年度以降）等については、まとまり次第公表する。

<本件に対する問い合わせ先>
 日本板紙(株) 企画部長 竹原 俊 夫
 TEL: 03-3251-3714

以 上